

第7回 人権尊重のまちづくり審議会 会議録

日 時：令和3年11月30日（火）午後3時から

場 所：門真市役所本館2階 大会議室

出席者：榎井会長、勝川委員、五味委員、白土委員、西川委員、宮前委員、山下委員

欠席者：潮谷副会長、松本委員、前元委員

事務局：水野市民文化部長、山市民文化部長、黒木人権市民相談課長、西田人権市民相談課長補佐、佐藤人権市民相談課係員

案 件：（仮称）門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画（案）について
その他

（開会）

事務局：定刻となりましたので、ただ今より第7回門真市人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。委員の皆さま方におかれましては、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

司会を担当させていただきます、人権市民相談課課長の黒木と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

本日は委員10名中7名のご出席をいただいております。門真市人権尊重のまちづくり審議会規則第3条第2項の規定により、委員総数10名の過半数が出席となっております。これにより会議が成立していることをご報告いたします。

また、当審議会は、「審議会等の会議の公開に関する指針第4条」及び「門真市人権尊重のまちづくり審議会公開要領」に基づき公開となっております。よろしくお願いいいたします。なお、本日の審議会の傍聴者はいらっしゃいません。

また本日の会議につきましては、会議録の作成を行うために会議を録音させていただきますのであらかじめご了承のほうお願いいいたします。

なお、ご発言の際には大変申し訳ございませんが、マイクの電源のほうをオンにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、新型コロナの影響もありまして審議会の開催自体が約2年ぶりということでございますので、改めて委員の皆さまのご紹介をさせていただきたいと思えます。大変失礼ですが、お名前をお呼びいたしましたらご起立のほうをお願いいたします。

まず人権に識見を有する方といたしまして、当審議会の会長でいらっしゃいます、大阪大学大学院人間科学研究科附属未来共創センター特任教授、榎井緑委員でございます。

会 長：榎井です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、関西大学人権問題研究室委嘱研究員宮前千雅子委員でございます。

委 員：どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、門真市議会議員の代表といたしまして門真市議会議長、五味聖二委員でございます。

委 員：五味です。よろしくお願いいたします。

事務局：市民委員といたしまして、門真市民生委員児童委員協議会副会長の勝川喜美子委員でございます。

委 員：よろしくお願いいたします。

事務局：続きまして門真市人権協会会長、白土清治委員でございます

委 員：白土です。よろしくお願いいたします。

事務局：門真地区人権擁護委員、西川和彦委員でございます

委 員：西川です。よろしくお願いいたします。

事務局：元くすのき広域連合介護認定審査会委員、山下久子委員でございます。

委 員：すみません、よろしくお願いいたします。

事務局：なお、本日は副会長の東大阪大学こども学部こども学科教授の潮谷光人委員、門真地区保護司会会長の前元喜邦委員、門真市議会副議長の松本京子委員の3名様に関しましてはご欠席のご連絡をいただいております。以上、10名の皆さままでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。市民文化部部長の水野でございます。

市民文化部部長：水野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：市民文化部次長の山でございます。

市民文化部次長：山でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：人権市民相談課課長補佐の西田でございます。

人権市民相談課課長補佐：西田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：同じく人権市民相談課の佐藤でございます。

人権市民相談課佐藤：佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をお願いします。

本日の資料は、

- ・次第
- ・資料1（仮称）門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画（案）

参考資料といたしまして、

- ・門真市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿
- ・第7回 門真市人権尊重のまちづくり審議会 座席表
- ・門真市人権尊重のまちづくり審議会規則
- ・審議会等の会議の公開に関する指針
- ・門真市人権尊重のまちづくり審議会公開要領

以上でございます。資料は全て揃っておりますでしょうか。もし、不足などがございましたらまたお知らせください。なお、基本計画案につきまして、直前でのお配りとなってしまいました。大変申し訳ありませんでした。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、榎井会長をお願いします。

1 案件1 「(仮称) 門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画(案)について」

会 長：それでは、ここからの進行は私のほうで務めさせていただきます。皆さまどうぞよろしくお願いいたします。本当に久しぶりということと、策定そのものが4年目に入りましていよいよ大詰めというところなので、皆さん今日は大変な量のものを見ていけないといけないという状況ではありますが、ぜひご協力をお願いしたいと思います。前回、令和3年8月に書面で開催されました第6回人権尊重のまちづくり

審議会において、計画改定案について事務局より各委員の皆さまに個別にご報告いただき、意見取りを行ってまいりました。今回、各委員さんより出された意見始め、門真市の人権施策推進本部会並びに幹事会での意見を計画改定案に反映させ、調整を行っております。

それでは、「案件1（仮称）門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画（案）」について、事務局より詳細の報告をお願いします。

事務局：それでは報告させていただきます。計画案につきましては委員の皆さまから頂いたご意見を踏まえまして、門真市人権施策推進本部会及び幹事会での意見に基づいて最終計画案の調整をさせていただいております。こちら、本日は変更点を中心にご説明をさせていただきます。お手元の資料、「（仮称）門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画（案）」、こちらをご覧ください。今回の資料は最終的には冊子の想定をしております。一部、パブリックコメント後の製本印刷に掲載を予定している資料のページにつきましてもそのままにしてあります。粹取りしておいてありますのであらかじめご承知のほうをお願いいたします。

それでは、まず初めに計画案全体に共通する調整点をご説明いたします。審議会及び庁内会議体の意見を受けまして、市民意識調査の各グラフ、こちらが少し見にくかったという意見がございます。こちらの各グラフを拡大させていただきまして何の調査かという部分について注釈を挿入させていただいております。

続きまして、国の調査との比較を追加しましてその説明文を掲載しております。以前は門真市の調査だけでしたので、どことの対比かというところで国の調査と一緒にさせていただいております。

続きまして、各論における「施策の方向性と市の取組み」の項目立てをしております。こちら、項目立てして整理をさせていただいております。以上3点につきまして、全体を通して調整をしているところであります。

それでは、個別の修正点についてご説明いたします。それでは、まずp7からご覧いただけますでしょうか。「1 計画改定の背景」「人権を取り巻く社会情勢」の説明文、こちらの末尾、朱色で修正をさせていただいた部分なのですが「従来の人権課題と合わさることにより、問題を深刻化させています。」と追加しております。これは審議会の委員によりインターネットや感染症による生活環境の変化によって、これまでの人権課題がより深刻なものとなっているという意見を頂きましたのでこちらを踏まえたものとなっております。

また、ヘイトスピーチの説明文について対象範囲についてご意見をいただきまして、事務局において検討した結果、法務省のホームページに掲載されているものに差替え、引用していることを明記しております。

続きましてp9をご覧ください。一番上の部分ですが「3 基本理念」のキャ

ッチフレーズの部分です。こちら「人権」という文言を追加しております。これを審議会の委員より人権の計画ということなので人権という文言を追加してはどうかという意見をいただきましたので追加しております。

続きまして p 10 をご覧いただけますでしょうか。「(1) 計画の位置付け」、図の右下部分の計画の例示につきまして、「第3次地域福祉計画」「門真市再犯防止推進計画」、こちらの2点を追加させていただいております。こちら審議会委員などより追加の提案を受けたものになっております。また地域福祉計画の位置付けが一部計画の上位計画となっておりますので表現を調整しているというところでございます。

続きまして次のページ、p 11 のほうをご覧いただけますでしょうか。「(4) 計画の推進体制の①総合的な施策の推進体制」という部分です。1段落目の末尾でございます。「急激な社会情勢の変化が認められた場合においては計画の調整を行います。」と追記しております。これは審議会の委員より人権施策推進本部の機能として庁内の連携だけでなく別途明記してはどうかとのご意見を頂きましたので、こちら変えさせていただいております。

続きまして、少し飛びますが p 18 をお願いいたします。「(3) 人権相談」のタイトルの横に、「※第3章 (p 63～)」というふうに記載をしております。こちら各種相談窓口、後ほどご紹介させていただきますが、「各種相談窓口を掲載しています。」と追加しております。こちら審議会でのご意見を頂きまして、相談先までの動線を記載したものです。

また、説明文の3段落目、最後の後半部分ですね、「関係部局が連携した重層的・複合的な」との表現を追加しております。こちら審議会の委員より、今後重層的・複合的な相談体制が必要になるということで意見を頂いたものを踏まえたものとなります。

続きまして、p 22 をご覧いただけますでしょうか。「(2) 女性の人権①女性を取り巻く現状」において、男女共同参画に係る説明文と男女間の暴力に係る説明文が混在しておりましたのでこちらをカテゴリーに分けて整理を行って、内閣府の調査によるコロナ禍における懸念というものを追加しております。これは審議会の委員より、コロナ禍における女性の課題は深刻化しているとの意見を踏まえたものとなっております。

続きまして飛びます。p 30 をお願いいたします。p 30 「(4) 障がいのある人の人権①障がいのある人を取り巻く現状」において、障害者虐待防止法の記載を追加しました。障害者差別解消法の改正及びそれに伴う府条例の改正についても記載を追加しております。また市の取組みとして「障がい者基幹相談支援センター」を設置していることを追加しております。これは審議会の委員により追加の提案を受けたものでございます。続きまして 34 ページをお願いいたします。「(5) 部落差別(同和問題)と人権①部落差別(同和問題)を取り巻く現状」の1段落目末尾の表現を誤

解の生じさせない表現に調整しております。これは、庁内会議で意見を踏まえたものとなっております。また、「②部落差別(同和問題)における人権課題」において、説明文の後半に「身近な人やインターネット等から誤った知識を取り入れてしまう恐れがあるなど、差別を解消するためには、積極的な啓発により」という文言を追加しております。これは審議会委員より、啓発の必要性をより明確にする必要があるとの意見を踏まえたものとなっております。

続きましてp40をご覧くださいませでしょうか。「(6) インターネットにおける人権①インターネットにおける人権を取り巻く現状」、こちらの1段落目末尾に「深刻な問題となっています。」を追加しております。これは審議会委員により、インターネットにおける人権問題は影響が大きくもっと取り上げるべきというご意見を踏まえたものでございます。

続きましてp43をお願いいたします。「(7) 外国人の人権①外国人を取り巻く現状」の2段落目後半に「また、平成30(2018)年には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国人人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組みとともに、外国人との共生社会実現に向けた環境整備が進められています。」と追加しております。これは審議会委員により、制度面についても記載すべきとのご指摘を踏まえたものでございます。

続きましてp49をお願いいたします。「(9) 刑を終えて出所した人の人権」「①刑を終えて出所した人を取り巻く現状」のこちらの1段落目末尾に「さらには、その家族に対する差別的な言動等の課題も生じています。」と追加しております。これは審議会委員により、加害側の家族が受ける誹謗中傷なども記載するべきではないかという意見を踏まえたものでございます。また3段落目に「平成22(2010)年に「大阪府地域生活定着支援センター」、こちらが開設されまして、刑を終えて出所した人のうち、高齢者や障がい者など福祉的な支援が必要な方の社会復帰及び地域生活を支援しています。」と追加しております。こちらも審議会委員より、大阪府地域生活定着支援センターを追加してはどうかというご提案を頂いたものとなっております。

続きましてp56をお願いいたします。「(11) 性的指向と性自認における人権①性的マイノリティを取り巻く現状」の2段落目冒頭に「性的な違和を感じている人の取組みとして」という表現を追加しています。これは審議会委員より、性同一性障害という言葉に不快感を覚える当事者もいるというご意見を踏まえまして、法律名としては一定やむを得ないものの配慮した表現として追加したものとなります。また、3段落目中段に「門真市を含む大阪府内在住者(独自の制度を持つ市町村を除きます)」という文言を追加しております。門真市における取組みについて記載するべきとの意見を踏まえ、府の制度に門真市が含まれていることを明記したのとなっております。

続きましてp63をお願いいたします。このページ以降が第3章の資料編となっております。

ります。前回の時にはこのページはなかったのですが、「1 市における相談窓口、2 関係機関における相談窓口、3 その他関係法令等」の3つに分けて資料を記載しております。

前回からの主な修正点としては以上でございます。案件1の説明は、以上となります。

会 長：ありがとうございます。前回、書面の時に見たものよりグラフが大変見やすくなったということと、市の方でもいろいろご努力いただいたということと、市の施策についても具体的に箇条で書いていただいて、より分かりやすくなっているというふうに全体的な印象を受けましたが、大変膨大な資料ですし皆さんまだじっくりと読みこめていない部分もあるかもしれませんが、今からこれに関してご意見を頂きたいと思っております。ご意見・ご質問がある方はお願いいたします。

委 員：1点質問をさせていただきたいのですが、内容に関して異論を唱えるものでも何でもないです。すごくできた形で頑張っていたという思いはあるのですが、しっかり書けば書くほどどれだけのことを実行していくかというところが一番大事になってくるという思いがあります。書いただけで何も進んでいないのであれば作った意味がそもそもなくなってきますし、これまでさまざまな人権に関する問題というのはその行政が旗を振りながら先頭に立ってしっかりと対応してきたというような経緯もあります。ただ、今の時代にあった流れの中でやはり考えていかなければならないこともたくさんあります。例えば、先日、第四中学校の50周年に訪れ、校舎の中を歩いているとトイレの表示が日本語だけではなくて英語、中国語、それからハンゲル、四つの表示で書かれていました。これは中国の方もおられる、中国の方以外の方もおられるから、英語もハンゲルもという形で、4カ国が並んでトイレ表示をしてあるというふうには聞いたのですが、単純に公共施設だけではなくて駅に行ってもどういった施設に行っても、そういった形でやはり表示はされていくべきです。我々の足元をみると役所の中でトイレの表示は、一つしかありません。トイレとしか書かれていないです。これだけ外国人が増えてくる見込みもあるし海外から人も来られます。そういったところで、門真市というのは外国の方にどういった人権の取り扱いをしているのかという思いもやはり抱かれます。これを見ていると、p68に法務省のところで人権相談窓口、これはいろんな国の言葉で書かれています。役所の中でもやはり外国人に対応できるような、そういった取り組みとかそういうことをしてやっぱりこの内容が実を結んでくるのかなという思いがあります。単純ではあるのですがせめてトイレくらいは公共施設としてそのぐらいの表示はあってしかるべきです。たくさん公共の施設もありますから、そういったところで人権はしっかりと配慮していますという意思表示の現れでもあると思う

ので、目に見えるところはしっかりとそういう対応をしていてもらいたいなということ。よろしくお願いします。

事務局：ご意見ありがとうございます。外国人の人権という観点から考えますが、おっしゃっていただきました通りトイレに限らず市役所・公共施設・案内表記となど、各課の案内表記等もしっかり考えていかねばいけないと考えております。頂いたご意見につきましては、看板等の記載については担当課がありますのでまたそちらといういろいろ調整させていただいて、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

会長：ありがとうございました。役所から進んでやっていかないといけないという、大変鋭いご指摘だったと思います。私もそういうことをたくさん外国人の方がおられるのでよく話は聞きますが、自分の国の言葉で表示してあると歓迎されているというふうに思うという実感があるようです。学校のほうもそうですので、ぜひそういう視点から、そろった看板というよりは手書きでも大事なところにはそういうことを工夫してみるというのは大変いいかなというふうに思いました。大変貴重なご意見ありがとうございました。その他、ご意見・ご質問・気づいたこと、何かございますか。

委員：まず、1点訂正があります。p34の上から9行目ですが特別法によるこれは「同和対策事業」です。「同和問題」の「問題」は要らないですね。「同和問題対策事業」ではないので、それをちょっと訂正願います。

あと、まず質問したいのが例えば外国人の人権のところとか性的マイノリティのところ、「本市においては、人権講座や人権週間特集号等で取り上げるなど、啓発を行っています。」というふうに書いているのですが、それが書いていないものは啓発を行っていないという理解でいいですか。それがあある項目とない項目がありますよね。これはなぜあったりなかったりするのかなと。ちょっと、これは単純な質問なのですが、例えばp43の①の一番下のところ、「本市においては、人権講座や人権週間特集号等で取り上げるなど、啓発を行っています。」と書かれていて、p56の性的マイノリティの①の最終行にもそれがああります。でもそれ以外の、全部ちょっと確認できていませんが、例えば先ほども言った部落問題とか女性問題とかにはそういう記載がないですね。でも、多分やっているのではないかなと思うのですが、その辺りどうなっているのでしょうか。

事務局：ありがとうございます。市の取り組みとしてここに紹介させていただいている部分でおっしゃっていただいた通り、人権講座や人権週間特集号等で取り上げるという

ことを書いているところ書いていないところがありますが、全体として人権課題についてはその都度人権講座や特集号で取り上げるという取り組みをしているところなのですが、それを書いていないところにつきましてはそれ以外の部分の取り組みを紹介しているというところで省略しているところですが、最初に書いてある人権啓発のところを書いてあるように全体のそれぞれ課題に関して啓発の取り組みを行っているというところでございます。

委員：分かりました。すみません、p34の部落問題にありました。いろいろ漏れてしまったかも、すみません。それ以外のところでないところがあるなと思ったので、分かりました。

会長：それは省略したままということで進めるということによろしいでしょうか。

事務局：個別のところで紹介しているのが主な取り組みとして記載させていただいているところにして全てに書いているものではないですので、このままにさせていただければと思うのですがあるいはそれぞれのところに関して書かせていただいたほうがいいのか。

委員：まだ十分取り組んでいないところには多分それは。

事務局：それは取り組んでないところもありますので、実際にやっている部分に関しては載せさせていただくよう調整します。

会長：なかったら、「さらなる～必要です」という形にさせていただければ。他、いかがでしょうか。

委員：そしたら今度は質問とかではなくこういう項目がいいのではないかといいところですが、まず女性の人権のところ「女性を取り巻く現状」のところ、「コロナ下」の「下」が「した」でいいのか、コロナ禍というと「禍（わざわい）」という字でいいのかどちらか分からないので、それを判断してもらったらいかなと思っていましたけど。

あともう一つ、自殺が増えたんですね、女性の。これはついこの1カ月ちょっとぐらい前に報道されたりして、それはやはりコロナの状況がやっぱりよりしんどい人にしわ寄せがいつているということでもありますので、もしよければ明記したほうがいいのではないかといいこれはもしできたらいいところですよ。

あともう一つは先ほどの人権相談で、複合的・重層的に対応するところを入れまし

たというふうに言ってくださっていたのですが、その差別の実態が重層的・複合的になっていっているということ、それはつまり女性プラス他の人権課題にいわゆる交差性というところがすごく今いろんなマイノリティの運動でいわれていますね。ですから、それを入れ込むとしたら女性の人権のところに入れ込むべきだというふうに思いますので、それはここに持ってくるとまた増えるのですが、やはり女性だけじゃなくっていろんな課題の複合性というふうなところを人権課題のところでもいいと思うのですが、その辺りで複合・差別的なところは国の第5次の男女共同参画のところにも入っていますので、そこはいつでもそう長くないと思いますので、そういう文言は入れておく必要があるかなというのがまずその女性のところでの私からの提案です。

引き続き言いますが、もう一つその部落問題のところ、国の人権擁護の比較するために世論調査を使っておられるのですが、あんまり大事なことが分からない調査ではあって、例えば門真市の人権の意識調査でこのあいだ教えていただいたものでいくと、具体的に「あなたがマンションや家を購入したりする時に被差別部落が同じ小学校区にある物件は避けることがありますか」と聞いておられるのですね。で、そんなこと、私これは全然どこ見たらいいか前回は分からないまま見ていたので公開されてしまったので、今からなので難しいのかもしれませんが、そういうところを使うほうが現実問題の市民の意識が分かるのではないかというふうに、これは今からは難しいかも分かりませんが駄目元の一つです。

もう一つはp39の「教育の推進と啓発の推進」というのが二つあるのですが、アの最後の2行が社会教育ではとなっていて、行政的にいくと社会教育は啓発のほうに入るのではないのかと思うのですが、どうでしょうか。もし教育の推進のところに行く、やっぱり今は子どもたちが部落問題について学ばなくなっているんですね。というところでは幼小中が連携をすとか、そういう学校教育の連携をちゃんとしていくというふうなところを入れ込むほうがよりその具体的な教育の推進になるんじゃないだろうかと。教育の推進の始めの2行は人権教育をこれまで通り進めていきますということではいけないので、やっぱり今、国の調査、それこそ部落差別解消推進法に基づく法務省調査なんか見ても、やっぱり若者は二極化しているんですね。知らない人が増えているのと知っていたらある程度理解しているというそんな感じで、学校の先生方、門真市内の状況はあまり把握はしていませんが。今、大阪や兵庫、京都などの学校の先生方がもう一度部落問題についてちゃんと勉強したいという声は聞きます。なので、学校現場で部落問題をちゃんと教えていこうという流れも、5年前に法律ができて以降できてきている部分があるのではないかというふうに思いますので、その辺り、通り一遍の書き方じゃなくて学校のたての連携をしていくというふうなことを書かれるほうがいいのではないかと。逆に社会教育というふうな、結局啓発の推進というふうな書き込める部分だと思うので、そう

なると学校教育でされることというふうなことをもうちょっと具体的に、これはぜひともそうしてもらいたいというような一つです。

もう一つは「性的指向と性自認」というタイトルがやっぱりどうですかね。性的指向と性自認における人権となると、結局セクシャルマイノリティ、性的マイノリティ、すごく狭くしちゃっていてちょうど①のところに性的マイノリティを取り巻く現状ってここだけなっていますよね。すなわち性的マイノリティの人権でいいのではないかと思いました。性的指向と性自認だけではないのですね、セクシャルマイノリティの人たち。今後多分もっと見えていなかった性の枠組みが見えてきてバリエーションももっといろいろ可視化されることを考えると、ここだけに限定するのは逆に問題を狭くしてしまうのではないかなと思うので、①は性的マイノリティを取り巻く現状ってなっているから、性的マイノリティの人権課題とかでいいのではないのかなと私は考えています。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。まず一つずつ見させてもらいます。女性人権というところで、コロナ禍の「禍」という字が多いのですが、これは二つあって「禍」の部分と「下」の部分がありまして、内閣府のページによるとコロナ下、コロナの中でこういうことが起こっていますよという、この「下」の字を使っているようなのでこちらの表記にさせてもらっています。

自殺の部分は確かにこちらには何も記載がされておられませんので、ちょっといったん戻りましていろいろ調べて、検討させていただきます。

続きまして、同じく女性の人権のところ「複合的・重層的」という部分で、連携だけではなくて複合という事象に関しても、単に女性の人権だけではなくて他の部分も全ておいて重層的な問題となっているのかなという部分がございますので、文言をどういうふうに入れるかというのは、入れるかどうかも含めましてちょっと検討させてください。

続きまして、部落差別のグラフの部分ですね。比較するグラフがあるか、微妙なところではありますので、調べさせてもらいます。

p 39 にありました学校の縦の連携という部分ですね、こちらとしては学校教育で小学校低学年・中学年・高学年で中学生に至るまでどういったことをという部分がすごく大事な部分でございますので、書きぶりは学校教育と相談の上、検討させていただきます。

社会教育という部分に関しましては、我々が社会教育というか生涯学習という意味合いでこの文言を使っております。啓発もすごく大事なのですが、生涯勉強していかなければいけないなという意味合いでのこの表記をさせてもらっている部分ですので、これは生涯教育にするのか生涯学習にするのかまた検討させてください。

続きまして p 56 ですね。性的マイノリティという部分ですね。こちらも性的指向・

性自認というところで、先生がおっしゃるように広義に取られるのであれば性的マイノリティのほうがよいのではということからご意見たまわったのかなというふうに思います。こちらもいろいろと検討してみます。すみません。ありがとうございます。

会 長：はい、ありがとうございます。私から意見を言ってもいいのでしょうか。

事務局：はい。

会 長：今の意見にからめてなのですが、一つは学校教育で先生が教えられなくなっていると聞きます。なぜ教えないかという「知らないから」「分からないから」という答えが多い。分からないのだったら先生も一緒に勉強する、大人も学ぶべきと思います。誰も教えられていないのだから、積極的に学ぶということを子どもと一緒にしてもいいのではないのでしょうか。ぜひ大人も学ぶべきというニュアンスを入れていただきたいと思います。

会 長：他の委員さんは何か、お気づきのこと、気になることございますか。

会 長：もう一つ付け加えますと、女性のところで付け加えてくださったところはいいのですが、最初のところの最後に赤い字で「このため」と書いてあるのですが、「このため」だけではなくあらゆることが原因になって、特にひとり親家庭というものが貧困の状態におかれるということで、単にその役割分担を固定的にとらえる意識だけでは多分ないのではないかと考えています。特にこの女性のひとり親家庭と貧困の問題は大きく、単に歴史的な偏見とか認識だけではない、複雑な要因がありそうな気がするので、そこに「このため」という接続詞を置くとすごく安直な感じがします。

事務局：一つの要因としてという感じですね。「このようなことから」とか何か接続詞を変えて対応させていただきます。

会 長：「依然として厳しい」というよりも厳しさが増している感じがすごくします。依然として厳しいというと、昔の名残でまだまだ厳しいですよという言い方にとらえられやすいので、もう少し考えていただけたらというふうに思います。私のほうからは以上です。

事務局：ありがとうございます。

会 長：事務局のほうにも今回、非常にこの資料をお渡しするのが遅くなっていますので、今日この場で気が付かなかったが後でこれ気になるというようなことがあれば、少し時間を取っていただいて事務局のほうで受け付けていただくということもあらかじめ聞いておりますので、その辺りはご安心いただきたいと思います。他にご意見などありますでしょうか。他にご意見などないようでしたらこの場ではないということでこの後また気になったり気づいたり、これどうかというような点がございましたら事務局のほうまでお伝えいただければというふうに思います。それでは、案件1については以上とさせていただきます。ご意見をいただきまして、ありがとうございます。続いて案件2その他として事務局より何かございますか。

2 案件2 その他

事務局：本日の審議会でお伺いいたしましたご意見等を計画案に反映させていただきます。その後12月中旬から翌年1月中旬にかけてパブリックコメントのほうを実施させていただきたいと考えております。なお、次回の審議会につきましては令和4年の来年の3月ごろを予定しております。また事前に日程のほうの調整をさせていただくと思いますのでよろしくお願いいたします。その際にパブリックコメントの結果報告及び計画案について、最終の答申をいただきたいと考えております。先ほど、会長のほうからもおっしゃっていただきましたが計画案につきまして本審議会の後、お気づきの点またございましたら大変申し訳ございません、期間が少なくて恐縮ですが12月7日、ちょうど1週間ございます。火曜日までにご連絡いただけましたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

会 長：はい、ありがとうございます。この後、修正した箇所については委員のほうには連絡が来るとのことですか。

事務局：またご案内させていただきます。

会 長：はい、ありがとうございます。ではそれで修正をかけた後に12月にはパブリックコメントを実施するというので、それを受けて市のほうで第6回幹事会・第3回の推進本部を経た後に私たちが3月に結果と答申等をやるという、そういう予定になっているというご説明だったと思います。今のご説明について何かご質問等はありませんか。

委員：（「なし」の声）

会長：ご質問等がないようですので、私のほうはこれを持ちまして審議を終了したいと思います。円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。これで、議長の任を終わらせていただきます。

事務局：ありがとうございました。皆さま方、長時間のご参加いただきましてどうもありがとうございました。以上を持ちまして、第7回人権尊重のまちづくり審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

（閉会）